

配偶者控除と寡婦控除との重複適用の可否

山口 昇 税理士

A

寡婦控除とは
寡婦控除は、女性である納税者が所得税法上、寡婦に該当する場合に受けることができる所得控除です。
寡婦とは、納税者本人が原則としてその年の十二月三十一日の現況で、次のいずれかに該当する人です。

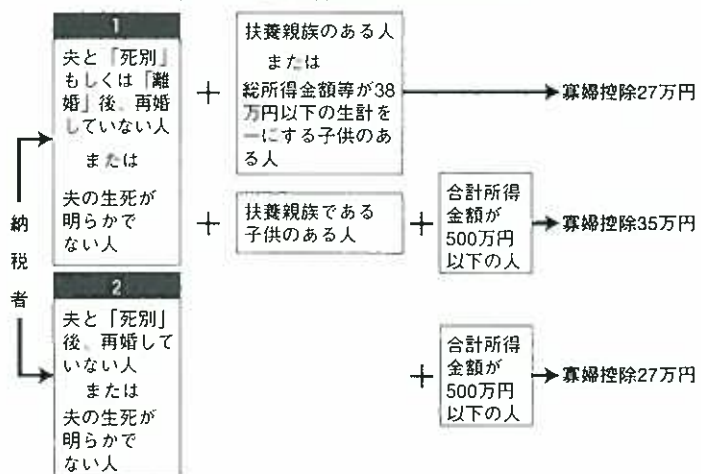
①夫と死別し、もしくは離婚してから結婚をしていない人、または夫の生死が明らかでない一定の人で、扶養親族がいる人
または生計を一にする子供がいる人（この場合の子供は、総所得金額等が三百万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶

養親族となっていない人に限る）。
②夫と死別してから再婚していない人または夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が五〇〇万円以下の人。
寡婦に該当する方が次の三つのすべての条件を満たす時は、寡婦控除二七万円に八万円を加算した三五万円とする特例があります。
①夫と死別しまたは離婚した後結婚していない人や夫の生死が明らかでない一定の人。
②扶養親族である子供がいる人。
③合計所得金額が五〇〇万円以下であること。
なお、寡婦控除の適用が受けられるかど

Q

当社は、新潟県内で建設業を営む株式会社です。
先日、当社の女性社員の夫が半年あまりの闘病の末、亡くなりました。その夫は、病床についていたため、当然、本年の所得はまったくない状況です。そのため、女性社員の控除対象配偶者として毎月の給与所得に係る源泉徴収を行ってりましたが、この場合、この女性社員自身、寡婦としての所得控除も受けることができるのでしょうか。
なお、この女性社員には、扶養親族として一〇歳の子供がおり、本人は再婚はしておりません。

〈表1〉寡婦控除が受けられるケース



うかの判定をフローで表すと、〈表1〉のとおりとなります。

〔合計所得金額〕とは、純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除を適用する前の総所得金額、特定控除前の分離課税の長（短）期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいいます。

寡婦の判定時期

納税者が、寡婦に該当するかどうかは、その年の十二月三十一日（その納税者がその年中に死亡した場合にはその死亡の時）の現況により、また、納税者の親族がその人の控除対象配偶者（または扶養親族）に該当するかどうかは、その年の十二月三十一日（その納税者がその年中に死亡している場合には、その死亡の時。ただし、その判定に係る親族がその当時、すでに死亡している場合にはその死亡の時）の現況によって、それぞれ判定することとなります。

重複適用

今回のお尋ねのケースでは、ご主人がその女性社員の控除対象配偶者に該当するかどうかは、ご主人が死亡された時の現況により、また、女性社員が寡婦に該当するかどうかは、その年の十二月三十一日の現在の現況によって判定することになります。今回のケースでは、その年の十二月三十一日の現況において再婚していなければ、いずれも該当するため、扶養控除等申告書に記載いただくことにより、年末調整で配

偶者控除と寡婦控除のいずれをも受けることが可能となります。

なお、今回のケースでは、扶養親族である子供を有しているとのことで、その女性社員自身のその年分の合計所得金額が五〇万円以下である場合には、寡婦控除は二七万円ではなく三五万円の控除を受けることとなるので、注意が必要です。

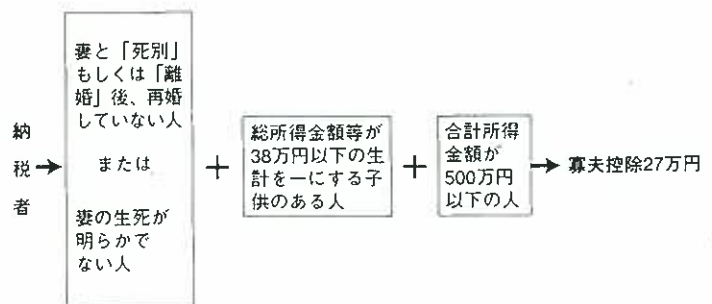
男性の場合は寡夫控除

また、夫が妻と死別したり離婚した後まだ再婚していない人、妻の生死の明らかでない人で、総所得金額等の金額が三八万円以下の生計を一にする子供があり、本人の所得が五〇万円以下である場合には、寡夫控除の適用（表2）となり、二七万円の所得控除が受けられることとなっていますので、適用もれの注意が必要です。

六五歳以上の納税者の適用もれに注意

平成十六年度の所得税改正により、平成十七年分の所得税から「老年者控除が廃止」されましたが、これに伴い、寡婦（寡夫）控除の取り扱いについても変更されております。

〈表2〉寡夫控除が受けられるケース



改正前の寡婦（寡夫）の定義には「老年者に該当しないもの」という条件が付されており、老年者控除と寡婦（寡夫）控除の重複適用はできないこととされておりました。平成十七年からの老年者控除の適用廃止に伴って、従来老年者に該当するため寡婦（寡夫）控除の適用からはずれていたケースについては、寡婦（寡夫）の所得控除を新たに受けることができるようになっておりますので、六五歳以上の納税者についての適用もれには注意が必要です。